

第三十一回国会 衆議院 通信委員會議録 第五号

昭和三十四年二月三日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 淺香 忠雄君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事橋本義三郎君 理事栗山 博君

理事片島 港君 理事小松信太郎君

理事森本 靖君

大倉 三郎君

進藤 一馬君 木村 武雄君

服部 安司君 塚田十一郎君

渡邊 本治君 早稲田和石三郎君

金丸 徳重君 大野 幸一君

原 茂君 栗原 俊夫君

出席國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君

出席政府委員

郵政政務次官 廣瀬 正雄君

郵政事務官 大塚 茂君

(簡易保険局長)

郵政事務官 濱田 成徳君

(電波監理局長)

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

一月三十一日

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇二号)

第一類第十一号

通信委員會議録第五号 昭和三十四年二月三日

○淺香委員長 これより會議を開きます。

放送法の一部を改正する法律案及び本案に対する橋本委員提出の修正案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑はすでに終了いたしましたので、これより討論に入ります。討論の通告があります。順次これを許します。

森本靖君。

○森本委員 ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案に關し、私は日本社会党を代表して、自由民主党橋本理事提出にかかる修正案並びに政府提出の原案に対して反対の意を表するものであります。

元来ラジオ並びにテレビジョン放送事業は、国家社会のあらゆる機能並びに大衆の生活に對して大きな影響力を及ぼし、きわめて重要な役割を果しておるものでありますから、放送事業のあり方を規律する放送法の内容が時代の要求に合致していかんか、時々の要求に反する方向が民主主義の根本原理に反する方向にあるとすれば、放送事業自体は言うに及ばず、国家社会そのものが成育をばばされたり、ゆがめられたり、そういう方向に走りつたりする危険にさらされるのであります。

このようにきわめて重要な意義を持つ放送法の改正案として政府が今回提案をした法律案を前にして、つづきにわれわれが検討してみますと、私はまず第一に、それがきわめて枝葉末節的

な切り張り改正であることを指摘せざるを得ないのであります。さらに個々の問題についてはいろいろ反動的な改正の内容もあるわけでありますが、ここではそういうことを省略をいたしまして、放送法制定以来すでに八年半に余る日時がたち、その間に民間放送の出現、テレビジョン放送の発足等、幾多の新事態が発生をし、政府の提案理由の説明の中にも明言をしております通り、わが国の放送界の事情は現行法制定当時とは一変をしておりますのであります。この情勢の変化に適応するように放送法を改正しなければならぬという議論がやかましくなつたのは数年以前であり、政府においても特別の調査機関を設け、長日月をかけて研究を重ね、本委員会においても独自の立場から小委員会を設け、多数の参考人の意見を徴する等、詳細な検討を進めてきたのであります。従つて世間一般では、これだけの万全の準備を整えた以上、政府が放送法改正案と銘を打って提出する法案は、現行法の欠陥を補つたいわゆる根本的の改正案である時期を待ておつたのであります。かりにそこまでいかなくとも、少くともこの八年半の期間に議論の焦点となつた問題については、政府としては積極にせよ消極にせよ、これに対する所信を表明し、取り入れるべきものは改正案に取り入れるよりよい放送法を作ること

が当然の責務であります。しかるにこの改正案においては、少し根本に触れるような問題は一切他日に譲つて、差

しおききたい当面の問題という看板の陰に表面を糊塗した観がすこぶる濃厚でありまして、これがわざわざ調査会を作り長い時間をかけて研究した結果の成案であるとしたならば、世一般の期待を裏切ることにはなほだしばかりでなく、わが国の放送事業のあり方に対する根本的な指針、目標、理想といふものは依然混迷をしながら放置されておるといわざるを得ないのであります。

放送法改正議論の中心課題となつた問題としては、まず電波法第七条の改正問題があります。許可事業である放送事業において最も大切なことは、どういう放送局が免許され、どういう放送局が免許されないかということであり、この可否を決する基準は、現行法においては放送局開設の根本基準という省令にゆだねられておるのであります。かかる実質的の規定は当然放送法に取り入れられ、行政官庁は法のもとにこれが執行に當るべきであるというところは、各方面の一致した議論であるにもかかわらず、今回の改正案においては全然これに触れておらないのであります。

次に、わが国の放送事業がNHKと民放の二本立制をとっている根本理念はどこにあるのか、NHKと民放との性格の差異はどうなつておるのか、もしも両者の性格に差異があるとしたならば、これに基いて両者はそれぞれいかなる方向に向つて事業を進めていくべきであるか、これまた放送法が明らかにしなければならぬ大方針であり

ますが、これらについても幾多の議論があるにもかかわらず、改正案は一向に政府の態度を明らかにしてないものであります。従つて久しい間の論争の種であるところのNHKの受信料のあり方についても何ら解決を見ておらないのであります。受信料に対する国民の疑義から、ひいては受信料不払いの傾向すら漸次顕著にならうとしておる今日であります。

そのほかNHK予算に対する国会修正権の存否の問題、新聞放送兼営による言論独占排除の問題、NHK経営委員の代表分野に関する問題等、数えれば幾多の重要な根本問題が未解決のままとなつておるこのような改正案に對しては、わが党としては賛成するわけにはいかないのであります。

また今回の改正案のいわば眼目ともいふべき放送番組の向上適正化について見ましても、放送番組に教育教養を盛り、その内容をより高度のものに引き上げること自体に異論はございませんけれども、このことは実は現在の放送法においても放送事業の公共性からいつて当然要求されている事柄であります。ですから、問題は放送事業者がこの方向をとうとうとして事業の営利性からいつて、あるいは他との競争のために容易にこの方向に踏み切れない点にあるのであつて、これは一片の訓示の規定によつて簡単に達成できる問題ではないのであります。事実法律による要請のない現在においても、放送事

業経営の許す限度においては、事業者自体自発的に番組審議機関を設け、基準を作つて番組の向上改善に努力し、相当の成果を上げてゐるのであつて、現在の段階において新たに法律の規定を作つてみても、果してどれだけの実効をおさめることができるか、はなはだ疑問であります。かりに一步を譲つて、このような法的規制が必要であるといひしとしても、このやり方は、直ちに政府の言論統制に通ずる危険を十分にはらんでゐるのでありまして、わが党としては、この危険に対する十分な保障のない限り、軽々にこの改正案に對して賛成することはできないのであります。

本案に對して自由民主党から提出された修正案は、無修正の場合に比し、政府原案を一步前進せしめるものであります。これは若干認めるところであります。わが党の意図するところは、なお根本的に相隔たるものがあるものでありまして、この程度の修正ではとうてい原案の持つ欠陥を補うことはできないのであります。

以上の理由により、日本社会党といひましたは、橋本理事提出の修正案並びに政府提出の原案に對しては、いづれも反対であることを表明いたしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○淺香委員長 服部安司君。

○服部委員 たいいま議題となりまして放送法の一部を改正する法律案に關し、私は自由民主党を代表して、橋本理事提出にかかる修正案並びに同修正部分を除く原案に對し、賛成の意を表するものであります。

現行放送法は、去る昭和二十五年い

わゆる電波の解放とその効率的利用とを標榜して制定されたものであります。が、この法律所期の目的はみごとに的中して、わが国放送界はこれを契機としてうづつた振興の機運に転じ、自來今日に至る八十年余りの間に、NHK放送の普及、民間放送の出現とその急速な発展、テレビジョン放送の発足等、幾多画期的な進展を示し、さらに科学技術の進歩によって近い将来にはFM及びカラー・テレビジョンの本格放送をも期待し得るという、まことに喜ぶべき急カーブの成長を遂げつつあるのであります。

このような放送事業の飛躍的發展に伴う放送界の諸事情の著しく變化した結果として、新情勢に適応せしめるように放送法を改正することが必要であるという論議が台頭したのはすでに久しい以前であつて、政府並びに国会、特に当通信委員会において、それぞれ機関を設けてこれが研究に着手してからも相当の日時が経過して、政府からも再三にわたつて国会に對して改正案が提出されたのであります。

今回の法律案は、政府としては四度目の提案であります。この改正案の基本方針としては、第一に、改正の要点を当面差しおきたい必要に迫られてゐる点にしばつたこと、第二に、放送番組の向上適正化をはかつたこと、第三に、NHKの機構、業務及び財務を整備したこと、第四に、民間放送事業に關する規定若干を追加したこと、の四点をあげることができま。

この基本方針に少しく検討を加えるならば、まず電波、放送兩法を通ずる根本的な改正は理想ではありますけれども、言うはやすく行ふにたい大事

業であり、特にテレビジョンあるいはFM放送の発展、UHF帯の利用等、現在における未知数の要素を考慮するならば、今直ちにこれを決すべき時期であるかいは疑問の余地を存するのみならず、これに藉口して当面解決の必要に迫られてゐる諸問題を放置することが許されないとするならば、本案のごとき部分的改正もまたやむを得ない措置と考へられるのであります。

次に、NHK及び民間放送を通じ、放送番組の向上適正化をはかること、必要は、世論の動向に徴して明らかとなつてゐる。本改正案においても、目的の大半がここに指向されて、特に教育教養の面に対する放送の利用に意を用いてゐるのは、きわめて適切な改正と考えられます。しかも放送が言論機関たる特質にかんがみ、行政権による規制を避け、放送事業者の自主的規制にまかせるといふ方法をとつて、放送法第三條の放送番組編集の自由の原則に抵触することのないよう慎重な配慮が払われていることは、注目されるべきことであると思ひます。

第三に、NHKの機構、業務及び財務の整備は、NHKの規模及び業務量の増大に伴つて當然の措置といふべきであり、ことにその収支予算等の国会の承認を受けられなかつた場合の臨時措置の規定は、当委員会においても再三その不備を指摘しておつたものが今回補われたものであつて、きわめて必要な改正であると認められます。

民間放送事業者に對しては、放送番組適正化に關するものは、その独立性確保のために若干の規定が追加せられたにとどまり、なるべく法の羈束を少くしてその自主的活動を活

発ならしめようとする現行法の精神は何らの変更をも受けておらないのであります。

このように、本改正案はその基本的構想においてきわめて適切妥當であり、内容をなす各条項の改正もおおむねこの基本方針に合致してゐるものと認められるのであります。さらに本委員会の法案審議過程における各委員あるいは参考人の意見等にかんがみ、過日橋本理事から修正案が提出され、その趣旨の御説明がありました。

修正の第一点は、NHKの理事の数「五人以上十人以内」とあるのを「七人以上十人以内」に改めようとするものであります。第二点は、放送内容に對しての事後措置の期間を、原案には放送後「一箇月以内」となつてゐるのを「三週間以内」に改めようとするものであります。いづれも放送事業運営の實際に照らし、適切な修正と認められるものであります。修正の第三点は、「郵政大臣は、放送事業者に對してその業務に關し報告をさせることができる」という規定を「その業務に關し資料の提出を求めることができる」と改めるものであります。この修正は、この条文の趣旨が、業務報告に藉口して放送番組の内容その他に不当に干渉するような意圖を含んでいないことを一そう明確にしやうとするものであります。修正の第四点である番組審議機関の共同設置に關する規定の追加も、一般放送事業運営の實情に即した適切な修正と思はれるのであります。これららの修正は、政府提出原案の本質に何らの変更を加へるものではなく、原案の欠を補つて、これを一そう完璧なものとしたものと認められるのであ

ります。よつて自由民主党は、橋本理事提出にかかる修正案並びに同修正部分を除く原案に賛成するものであることを明らかにして私の討論を終ります。(拍手)

○淺香委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず橋本委員提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○淺香委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、たいいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○淺香委員長 起立多数。よつて、修正部分を除いて原案の通り決しました。これにて放送法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

本案に關する委員会報告書の作成等につぎましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺香委員長 御異議なしと認め、さように取り計らいます。

この際、寺尾郵政大臣より發言を求められておりますので、これを許します。

○寺尾國務大臣 たいいまは、慎重御審議の結果、委員会におきまして放送法に對する修正案が御可決を賜りましたことを衷心よりお礼を申し上げます。また修正部分につぎまして、委員各位の御熱心なる御審議の結晶で

長期間にわたりましていろいろと御審議また御理解を賜わりまして今日あることを得ましたことを、重ねてお礼申し上げます。と思います。

まず寺尾郵政大臣より提案理由の説明を聴取することといたします。寺尾郵政大臣。

簡易生命保險法の一部を改正する法律

第七条中「年齢十年に満たない者を被保険者とする保険契約」を「第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険の保険契約で年齢十年に満たない者を被保険者とするもの」に改め、同条に次の一項を加える。

第十六条の二の家族保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者のうちその者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことに因り保険金が支払われる地位を有する被保険者でなければならぬ。

第七条の次に次の一条を加える。

第七條の二 第十六條の二の家族保

險の保險契約においては、被保險者のうちその者の生存中にその保險期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことに因り保險金が支払われる地位を有する被保險者（その者につき保險金の支払の事由が発生した後ににおいても、当該保險契約が効力を有する間は、その者を含むものとし、以下「主たる被保險者」という。）の子（配偶者のある者並びに主たる被保險者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐる者を除く。）で年齢二十年に満たないもの（次項に規定する者を除く。）は、当該保險契約の効力発生の日から被保險者となる。

2 前項の保険契約においては、主たる被保険者の子で当該保険契約の効力発生の日において年齢一箇月に満たないものは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。

3 第一項の保険契約においては、当該保険契約の効力発生後主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生するまで（以下この条において「支払事由発生までの期間」という。）に出生した主たる被保険者の子（主たる被保険者の子で主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生した当時胎児であつたものを含む）は年齢一箇月に達した日から、支払事由発生までの期間に主たる被保険者の養子となつた者（配偶者のある者及び年齢二十年以上の者を除く）は養子となつた日から、主たる被保

いたもののうち支払事由発生までの期間に離縁又は縁組の取消（保険約款で定める場合を除く。）があったもの（配偶者のある者及び年

れ被保険者となる。但し、これらの者のうち主たる被保険者の養子となつたもの及び離縁又は縁組の取消があつたものについては、そ

の者がその養子となつた日又はその離縁若しくは縁組の取消があつた日において年齢一箇月に満たないときは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。

4 第一項の保険契約においては、被保険者となる子の範囲は、前三項の規定により被保険者となる者に限るものとする。

第八條本文中「第三者」を「第十五條の終身保險又は第十六條の養老保險にあつては、第三者」に改める。

第九条中「保険契約においては」を「第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険の保険契約においては」に改め、同条後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 保険契約においては、

第三者を保険金受取人とする場合においても、保険契約者は、国に対し保険料を支払わなければならない。

第十條の次に次の一條を加える。
(家族保險の保險契約に係る配偶者の同意等)
第十條の二 第十六條の二の家族保險の保險契約をするには、被保險

2 第十六条の二の家族保険にあつては、配偶者のない者は、保険契約の申込をすることができない。第十一条の見出しを「終身保険及

第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険の保険契約においては、被保険者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（家族保険の保険金受取人）
第十二条の二 第十六条の二

保険の保険契約においては、左の者を保険金受取人とする。但し、保険契約者が、保険金の支払の事由が発生する前に、第二号本文に規定する場合につき同号但書に規

定するときの保険金受取人として主たる被保険者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に対して表示したとき、又は第三号本文に規定する場合に

つき同号但書に規定するときの保険金受取人として当該配偶者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に対して表示したときは、それぞれ、その表示したところによるものとする。

一 主たる被保険者に係る保険期間の満了に因り保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、保険期間の満了後保

險金を請求する前に主たる被保険者が死亡したときにあつては、その配偶者（配偶者がないとき又はその配偶者が保険金を請求する前に死亡したときにあ

二 主たる被保険者の死亡に因り

は、その配偶者。但し、配偶者が保険金を支払う場合にあつては、その配偶者。但し、配偶者がいないとき又はその配偶者が保険金を請求する前に死亡したと

因り保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険

四 子の死亡に因り保険金を支払

う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険金を請求する前に死

亡したときにあつては、主たる被保険者の配偶者（配偶者がないとき又はその配偶者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる他の子）

前項第二号本文又は第三号本文に規定する場合につき同項但書の規定により指定した保険金受取人が保険金の支払の事由が発生する前に、死亡し、又は主たる被保険者若しくは当該配偶者の子でなく

なつた後更に当該指定をしない場合における同項第二号但書又は第三号但書に規定するときの保険金受取人は、それぞれ、同項第二号

但書又は第三号但書に規定するところによるものとする。

前二項の規定により保険金受取人とされる者（第一項但書の規定による指定を受けた保険金受取人

を除く。)が同時に二人以上ある場合においてそのいずれかが保険金の支払の事由の発生後保険金を請求する前に死亡したときは、その残りの者のみをもつて保険金受取人とする。

4 第一項第三号に規定する場合につき同項但書の規定による指定(その変更を含む。)をする場合には、第八条本文の規定を準用する。但し、保険契約者が主たる被保険者の配偶者であるときは、この限りでない。

5 第一項若しくは第二項の規定による保険金受取人がない場合又は第一項から第三項までの規定による保険金受取人があつたがその保険金受取人(保険金受取人が二人以上のときは、そのすべての保険金受取人)が保険金の支払の事由の発生後保険金を請求する前に死亡した場合(第一項但書の規定による指定を受けた保険金受取人が保険金の支払の事由の発生後保険金を請求する前に死亡した場合を除く。)には、第三十四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「場合にあつては、被保険者。但し、保険期間の満了後保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合にあつては、被保険者の遺族」とあるのは、「場合のうち保険期間の満了後保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡した場合にあつては、主たる被保険者の遺族」と読み替へるものとする。

第十四条中「及び養老保険」を「養老保険及び家族保険」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。
(家族保険)

第十六条の二 家族保険とは、一の保険契約において夫婦及び一定の資格を有する子を被保険者とする生命保険であつて、その被保険者たる夫婦の一方につき、その者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことにより保険金の支払をする外、その者の被保険者たる配偶者又は子につき、これらの者がそのそれぞれの保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をするものをいう。

但し、第七条の二第二項又は第三項の規定により家族保険の被保険者となる場合については、この限りでない。

第十七条第二項本文中「保険金額」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。
第十七条の二 家族保険の保険契約においては、主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金額は、主たる被保険者の配偶者にあつては主たる被保険者に係る保険金額の百分の四十に相当する金額、子にあつては一人につき主たる被保険者に係る保険金額の百分の二十に相当する金額とする。

第十八条第一号中「(保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作

成した死亡生残表)」の下に「(家族保険にあつては、生命表の男子死亡率により作成した死亡生残表、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別本邦在籍者数に同報告による女子年齢別総数に対する女子年齢別有配偶者数の割合を乗じて得た数で、厚生省が発表した昭和二十五年人口動態統計による母の年齢別出生児数を除いた商としての予定出生率、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別既婚者数(女子年齢別の有配偶者数、死別者数及び離別者数の合計をいう)を同報告による女子年齢別総数で除した商として)の年齢差」を加え、同条第三号中「(保険金額)」の下に「(家族保険にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加える。

第二十條第二項中「被保険者となるべき者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき者を除く)」を加える。

第二十一條第二項後段中「三年以上継続したとき」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときはを除く)」を加える。

第二十二條第二項中「国は」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、国は」に改め、同条に次の二項を加える。

3 家族保険の保険契約において

成した死亡生残表)」の下に「(家族保険にあつては、生命表の男子死亡率により作成した死亡生残表、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別本邦在籍者数に同報告による女子年齢別総数に対する女子年齢別有配偶者数の割合を乗じて得た数で、厚生省が発表した昭和二十五年人口動態統計による母の年齢別出生児数を除いた商としての予定出生率、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別既婚者数(女子年齢別の有配偶者数、死別者数及び離別者数の合計をいう)を同報告による女子年齢別総数で除した商として)の年齢差」を加え、同条第三号中「(保険金額)」の下に「(家族保険にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加える。

第二十條第二項中「被保険者となるべき者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき者を除く)」を加える。

第二十一條第二項後段中「三年以上継続したとき」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときはを除く)」を加える。

は、国が被保険者の死亡後保険契約の解除をした場合において、その解除が死亡した被保険者についての前条第一項の解除原因によるものであるときは、国は、その被保険者(その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む)に係る保険金の支払をする責に任ぜず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

4 前項の場合には、第二項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「被保険者」とあるのは、「当該解除の原因たる事実の存する被保険者」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項中「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、保険約款で定める保険金受取人)」を加える。

第二十五條第二項第二号中「(保険金額)」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加え、同項第五号中「(被保険者)」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及びその配偶者)」を加え、同項第六号中「(被保険者が)」を「(終身保険又は養老保険の保険契約にあつては、被保険者が)」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 養老保険の保険契約にあつては保険期間の終期、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に係る保険期間の終期

第二十七條中「知っているとき」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者の配偶者につき、当該保険契約がその効力を失つたこととした場合に保険契約者たる地位を有する者とする)」に対し、当該解除の原

ては、主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故の生じたことを知っているとき」を加え、同条に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約において、国又は保険契約者が、保険契約の申込の当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故の生じたことを知っているときは、国は、その子に係る保険金の支払をする責に任じない。

第二十八條に次の四項を加える。

2 家族保険の保険契約において、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病(以下「法定伝染病」という)に因らないで死亡したときは、保険契約は、その効力を失う。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効力を失つた保険契約にあつては、その効力を失うまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限る。)で、その効力を失つたもの規定による解除をすることができ、その効力を失つたもの場合には、国は、その効力を失つたものとして、同条の規定により解除をすることができ、当該期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失つたこととした場合に保険契約者たる地位を有する者とする)に対し、当該解除の原

は、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病(以下「法定伝染病」という)に因らないで死亡したときは、保険契約は、その効力を失う。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効力を失つた保険契約にあつては、その効力を失うまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限る。)で、その効力を失つたもの規定による解除をすることができ、その効力を失つたもの場合には、国は、その効力を失つたものとして、同条の規定により解除をすることができ、当該期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失つたこととした場合に保険契約者たる地位を有する者とする)に対し、当該解除の原

は、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病(以下「法定伝染病」という)に因らないで死亡したときは、保険契約は、その効力を失う。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効力を失つた保険契約にあつては、その効力を失うまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限る。)で、その効力を失つたもの規定による解除をすることができ、その効力を失つたもの場合には、国は、その効力を失つたものとして、同条の規定により解除をすることができ、当該期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失つたこととした場合に保険契約者たる地位を有する者とする)に対し、当該解除の原

因たる事実の存する被保険者（そ

の被保険者の死亡後第一項又は第二項の規定によりその効力を失うまでに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。）に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることが出来る。この場合には、第二十二條第四項の規定を準用する。

4 前項の支払の免責の請求があつたときは、国は、その保険金の支払をする責に任ぜず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することが出来る。

5 第三項の支払の免責の請求については、第二十三條の規定を準用する。

第二十九條中「前條を」と前條第一項に、「同條を」と同項に改め、同條に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が前條第一項の払込猶予期間経過後死亡したとき、又は同條第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條の二 家族保険の保険契約においては、前條の規定による請求があつた場合においても、国は、第二十八條第一項の払込猶予期間経過後その請求があつた時までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれに係る保険金の支払をする責に任じない。

第三十一條第一項中「被保険者」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。）」を加える。

加える。

第三十二條中「被保険者」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。）」を加え、「伝染病予防法（明治三十年法律第三十六號）第一條第一項の伝染病を「法定伝染病」に改め、同條に次の二項を加える。

2 第七條の二第三項の規定により被保険者となつた者（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。）が被保険者となつた日から一年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らないで死亡したときも、前項と同様とする。

3 家族保険の被保険者たる子が保険契約の効力発生前において受けた災害又はかつた法定伝染病に因り保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したとき、及び第七條の二第三項の規定により被保険者となつた子（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつたものを除く。）がその被保険者となるまでに受けた災害又はかつた法定伝染病に因りその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に死亡したときも、第一項と同様とする。

第三十四條第一項中「保険契約者が」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、被保険者が」に改める。

第三十五條中第三號を第四號とし、第二號を第三號とし、第一號の

次に次の一號を加える。

二 第七條の二第三項の規定により被保険者となつた者又は第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が、その被保険者となつた日から二年を経過する前に自殺したとき。

第三十六條第一項中「保険契約者」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、被保険者が」に改める。

第三十七條第一項中「保険契約者が死亡した場合」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、被保険者が死亡した場合」に改め、同條に次の三項を加える。

3 家族保険の保険契約においては、被保険者たる主たる被保険者が死亡したときは、被保険者たる配偶者（被保険者たる配偶者がいない場合には、被保険者たる子）が、保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継する。

4 前項の規定により保険契約者の被保険者たる配偶者が死亡し、若しくは次條の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその配偶者についてその者に係る保険期間が満了したときは、被保険者たる子が、当該権利義務を承継する。

（被保険者の資格の喪失）

第三十七條の二 家族保険の保険契約においては、被保険者たる配偶者又は子が配偶者にあつては第一號、子にあつては第二號に該当するときは、被保険者の資格を失う。

一 配偶者につき離婚若しくは婚姻の取消があつたとき、又は配偶者が主たる被保険者の死亡後に、再婚をし、若しくは養子となつたとき。

二 子が婚姻をし、若しくは主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつたとき、又は子が主たる被保険者の養子である場合においてその子につき離婚若しくは縁組の取消があつたとき。

（被保険者の追加加入のための改定の申込）

第三十七條の三 家族保険の主たる被保険者が左の各号の一に該当する場合においては、保険契約者は、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前に限り、保険約款の定めるところにより、その

再婚に係る配偶者を被保険者として追加するための当該保険契約の改定の申込をすることが出来る。

一 被保険者たる配偶者に係る保険期間が満了する前に離婚又は婚姻の取消をした後再婚をしたとき。

二 第二十八條第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後第二十九條の規定による請求をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後同條の規定による請求をしたとき。

三 第二十八條第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後保険契約の復活をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後保険契約の復活をしたとき。

（改定の効力発生）

第三十七條の四 前條の保険契約の改定は、その申込を承諾したときは、その申込の日から効力を生ずる。

七条第一項中「保険契約」とあるのは「保険契約の一部で第三十七條の三の改定に係る部分」と、第二十一條第二項後段中「保険契約が当該保険契約の効力発生の日から三年以上継続したとき（家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除く。）」とあるのは「第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生の日から三年以上生存したとき」と、第二十二條第三項中「保険契約の解除をした」とあるのは「保険契約の一部で第三十七條の三の改定に係る部分の解除をした」と、同項中「その被保険者（その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。）」とあるのは「その被保険者」と読み替へるものとする。

（改定の場合の保険金の削減）

第三十七條の六 第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生後二年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らないうで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

第三十八條第一項中「保険契約者は」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者は」に改める。

第三十九條中「解除」の下に「（家族

族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前にした解除及び主たる被保険者の死亡後その者に係る第二十一條第一項の解除原因によりした解除に限る。）」を「失効の下に（第二十八條第二項の規定による失効を除く。）」を加え、「第三十五條第二項の場合」を「第三十五條第三項の場合及び家族保険の保険契約において主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金支払の責任」に改め、「保険金受取人」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人）」を加える。

第四十條中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき、又は第二十八條第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第四十二條に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれらに係る保険金の支払をする責任に任じない。

第四十四條中「伝染病予防法第一條第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の一項を加える。

2 家族保険の被保険者たる子が保険契約復活の効力発生前において受けた災害又はかつた法定伝染病に因りその復活の効力発生後六

箇月を経過する前に死亡したときも、前項と同様とする。

第四十五條第一項中「被保険者が」を「被保険者（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。以下この項において同じ。）が」に、「又は第十六條」を、「第十六條又は第十六條の二」に、「養老保険」を「養老保険又は家族保険」に改め、同条第二項中「第三十四條第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは、」を「第十一條の二第一項第二号中「その配偶者」とあるのは「主たる被保険者（主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、その配偶者。）」と、第三十四條第一項第二号（第十一條の二第五項において準用する場合を含む。）」中「被保険者の遺族」とあるのは」に改める。

第四十七條第一項中「保険金受取人」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人に限る。）」を加える。

第四十八條中「無効である場合の下に（家族保険の保険契約にあつては、被保険者たる子又は第三十七條の三の保険契約の改定による被保険者となつた者に係る部分が無効である場合を除く。）」を加える。

第五十一條中「保険金、」を「保険金（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金に限る。）」に改める。

附則

この法律は、昭和三十四年六月一日から施行する。

理由

国民に、家族（夫婦及び子）の全員を被保険者とする生命保険を安い保険料で提供するため、簡易生命保険の新種として家族保険の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○寺尾國壽大臣 たいまい議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この改正法律案は、簡易生命保険の新しい保険種類として、家族保険を創設しようとするものであります。この新種保険を創設しようといはしますのは、最近の国民大衆の保険需要の動向にかんがみまして、夫婦及び子、すなわち家族全員を一同として被保険者とする生命保険を安い保険料で提供し、家庭の経済生活の安定を確保しようとするものであります。

この保険の内容は、夫婦のいずれか一方がこの保険契約を締結いたしますと、保険契約者を主たる被保険者として、その配偶者及び未成年の子も被保険者となるのであります。保険契約者につきましては、その者が一般に家庭の経済生活の支柱となつてゐるものでありますところから、その者の生存中に保険期間が満了し、または保険期間の満了前に死亡した場合に保険金を支払い、もつて老後における生活の安定、あるいは死亡した場合における医療費、葬費及び遺族の当座の生活費等を確保しようとするものであります。また配偶者及び子につきましては、一定の年令に達する前に死亡したとき

に保険金を支払ふことにし、それらの者の死亡による保険契約者の経済的負担を軽減しようとするものであります。

保険金額は、保険契約者に対する保険金額を基本とし、配偶者はその四割、子はその二割とするものであります。なおこの保険は、簡易保険の一種類でありますので、被保険者一人について二十五万円という現行の最高制限額の枠内で実施するものであります。

保険料額は、保険契約者の年令によつて定まり、子は何人いても保険料額は同一で、保険契約者が単独で従来の簡易保険に加入する場合の保険料額に比し、約一割五分程度の増加にとどまつております。なお、保険契約者が死亡した後は、将来の保険料の払い込みが免除され、配偶者及び子に対する保険はそのまま継続するという仕組みであります。

その他の事項につきましては、現行の保険種類とほぼ同様であります。

このような内容の家族保険は、保険料が安く、簡易に利用でき、家庭の経済生活の安定に資するところが大きい保険として、簡易生命保険法の目的にまさに合致するものと確信いたしております。

以上、この改正法律案の提案理由及び改正内容の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

○淺香委員長 これにて提案理由の説明聴取を終りました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

〔参 照〕

放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

通信委員会議録 第四号中正誤

べし 段 行 誤 正

二 三 行われて 行われた

昭和三十四年二月五日印刷

昭和三十四年二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局